

府中市

中小企業等経営支援事業給付金

に関するお知らせ

府中市経営支援給付金とは

新型コロナウイルス感染拡大の影響をとくに受けている
府中市内業者に対して、事業継続を後押しするために
事業全般に係る必要経費に使える給付金を支給します。

給付額

法人 **40万円**、個人事業主 **20万円** を一律支給

給付対象

① 府中市内で事業を営む中小企業または個人事業主（大企業は除く）

※中小企業の定義

業種	製造業・その他	卸売業	小売業・飲食業	サービス業
従業員数	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下
資本金	3億円以下	1億円以下	5千万円以下	5千万円以下

上記に加え、暴力団等反社会的勢力に属していないもの、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないもの

② 中小企業庁の持続化給付金を

法人200万円、個人事業主100万円満額
で給付通知された方

受付期間

令和2年6月8日（月）～令和3年3月15日（月）

9時受付開始

16時まで

【お問い合わせ・申請先】

むさし府中商工会議所



info@tama5cci.or.jp



042-362-6421



府中市緑町3-5-2

府中市中小企業等経営支援事業給付金申請に関する詳細は裏面をご覧ください→

必要書類

- ①府中市中小企業等経営支援事業給付金申請書
- ②持続化給付金通知書の写し
- ③振込先の通帳の見開き 1 枚目の写し

法人の場合

- ④履歴事項全部証明書の写し

個人事業主の場合

- ④市内事業所所在証明書のいずれかの写し

(例) ●代表者が市内在住の場合

開業届、確定申告書、公共料金明細書のいずれか 1 枚の写し

●代表者が市外在住で市内に店舗がある場合

確定申告の写し + 公共料金明細書等市内に店舗があることがわかる書類 1 枚の写し

※国の持続化給付金の通知書が必須書類になります。

申請がお済でない方は先に持続化給付金の申請をお願いいたします。

※不正受給が行われた場合には給付金決定の取消・返還となります。

申請内容、提出書類が事実と異なる記載内容にならないよう

十分にご注意ください。

国の持続化給付金通知書（見本）



持続化給付金とは

新型コロナウイルスの影響で事業収入が前年比 50%以上減少している事業者に対して国が支給している給付金です。前年収入との差額分を法人は 200 万円、個人事業主は 100 万円をそれぞれ上限として支給しています。

申請書入手方法

- ①むさし府中商工会議所HP専用ページからダウンロードできます。

<http://www.tama5cci.or.jp/chamber/2020/kyufukin/index.html>

- ②むさし府中商工会議所で配布します。

※感染拡大防止の為、お越しいただく際には必ずマスクの着用をお願いいたします。
入り口で体温測定をご協力いただいております。



←こちらのQRコードから
アクセスできます

申請方法

上記の必要書類をむさし府中商工会議所へ郵送にてご提出ください。

〒183-0006

府中市緑町3-5-2 むさし府中商工会議所

「府中市中小企業等経営持続支援給付金係」宛

※郵送が難しい場合は直接むさし府中商工会議所へ
ご提出もできます。

※通常申請から2・3週間程度で給付金をご指定の
口座へ給付予定ですが、混雑状況や書類不備等により
多少遅れる場合がございます。

府中市の給付金 お問い合わせ先

むさし府中商工会議所

【電話番号】042-362-6421

【受付時間】平日9:00～16:00

※こちらは国の持続化給付金の申請に関する窓口ではありません。
電話口で「府中市の給付金に関して」とお伝えください。

国の持続化給付金 お問い合わせ先

経済産業省 中小企業庁

持続化給付金事業コールセンター

【フリーダイヤル】0120-115-570

【IP電話専用回線】03-6831-0613

【受付時間】8:30～19:00

各種事業者向け緊急支援制度に関して必要書類や申請先等のご質問承ります。

むさし府中商工会議所にお問い合わせください。 ※各種申請及び申請サポート窓口予約の代行は行っていません。

府中市中小企業等経営持続支援給付金申請書 (※) 様式要領

年 月 日

むさし府中商工会議所 御中

府中市中小企業等経営持続支援給付金を受けたいので、次のとおり申し込みます。
 なお、下記に記載した事項について事実と相違ありません。

所在地（事業所登記地）	〒		
フリガナ 事業所名			
フリガナ 代表者名	◎		
資本金（又は出資金）	万円	従業員 （パート、アルバイトを含む）	人
中小企業基本法上の業種	1. 製造・建設業その他	2. 卸売業	3. 小売業 4. サービス業
電話番号		FAX番号	
国の持続化給付金を満額受給受けている	はい ・ いいえ		
振込先	金融機関	銀行・信金・信組・農協	支店
	口座番号	普通・当座	口座名義人
誓約書			
私は、「府中市中小企業等経営持続支援給付金」の支給を申請するに当たり下記の内容について、誓約いたします。			
記			
<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容に虚偽が判明した場合は、給付金の返還請求に応じます。 ・むさし府中商工会議所から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。 ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2項に規定する暴力団、同条第3項に規定する暴力団員、同条第4項に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び、暴力団関係者が経営に事実上参画していません。 ・「府中市中小企業等経営持続支援給付金」の申請を行っている事業者が、本給付金の再申請ができないことに同意いたします。 ・申請内容に虚偽があり、この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。 以上 			
むさし府中商工会議所 御中		年 月 日	
所在地 _____			
名 称 _____			
代表者名 _____ 印			
※法人の代表者又は個人事業主が自署してください。			

※会議所事務欄

事業形態	法人 40万円	個人事業主 20万円	
入力日	年	月	日
担当者			

国の持続化給付金の給付通知書写し

振込先 通帳の見開き 1 ページ目写し

- 確認事項
- 持続化給付金の給付通知書（写し）
 - 振込先通帳の見開き 1 枚目の写し

法人

個人事業主

- 履歴事項全部証明書の写し
- 市内事業所所在証明書
（開業届、確定申告、公共料金明細等）

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者の皆様

各種給付金等申請相談窓口

設置のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業所に対して、国の持続化給付金、東京都感染拡大協力金等の支給に続き、府中市中小企業等経営持続支援事業給付金の支給も始まります。本商工会議所では下記の期間、給付金等の受給対象や、申請方法、必要書類について相談窓口を開設いたします。

自分の事業所は給付金等の対象になるのか知りたい方、申請にご不安のある事業者の方はぜひご相談ください。感染拡大を防ぐために完全予約制となっています。

※この窓口では各種給付金等の申請及び、国の持続化給付金申請サポート窓口予約等の代行はいたしておりません。

実施期間

令和2年6月8日（月）～令和2年7月31日（金）

※月曜日から土曜日（日・祝日は休み）

※実施日は変則な為お問い合わせください

開設時間

10時～16時（12時から13時は休憩） 相談は1事業所1時間以内

対象

府中市内で事業を行う法人、個人事業者

実施会場

むさし府中商工会議所 京王線東府中駅より徒歩1分

〒183-0006

（公共の交通機関をご利用ください）

府中市緑町3-5-2

ご予約

お問い合わせ

むさし府中商工会議所へ直接電話にてご予約ください。

TEL：042-362-6421

予約受付時間：10時～16時（月曜日から金曜日のみ）

相談開始時間は10時、11時、13時、14時、15時とさせていただきます。

※電話口で協力金、給付金、支援金の相談である旨をお申し出ください。

ご予約後は、ご予約日時 にむさし府中商工会議所へご来場ください。

裏面もご覧ください→

＜ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者の給付金・協力金・助成金 抜粋 ＞



※同一事業での国と市の二重補助は受けられません

※コロナ型は一部概算払い可
 ※2月18日以降の分についても遡及補助対象に繰入可

※1回目・2回目両方受給可
 ※どちらかからのみの申請も可